

議案参考資料

[令和8年第3回定例会(9月)]

[担当課(室)係(担当)]

黒保根支所

地域振興整備課 産業振興係

議案名

議案第64号 訴えの提起について

趣旨・目的

令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間、桐生市利平茶屋森林公園の指定管理者であった株式会社perkに対し、未納となっている同森林公園に係る使用料、ウッドデッキに係る撤去費用の支払等を求めるため、訴えを提起するに当たり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものです。

概要

次のとおり訴えの提起をしようとするものです。

1 相手方

桐生市仲町二丁目11番4号

株式会社perk

代表取締役 小林 宏明

2 訴えの内容

(1) 相手方に対し、桐生市森林公園の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則、桐生市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び同条例施行規則、基本協定書、指定管理者業務仕様書、年度協定書並びに使用料等の収納事務委託契約書(以下「条例等」という。)に基づき、次に掲げる金額の支払を求める。

ア 相手方が施設使用者から徴収した令和7年8月1日から同年11月30日までの使用料 1,413,855円

イ 令和5年4月に相手方が自主事業として設置したウッドデッキ(基礎部分)の撤去費用 93,500円

(2) 相手方に対し、条例等に基づき、令和7年10月分から令和8年3月分までの月次事業報告書及び令和7年度年次事業報告書の提出を求める。

(3) 相手方に対し、訴訟費用の負担を求める。

3 訴えの理由

相手方は、桐生市黒保根町に所在する桐生市利平茶屋森林公園(以下「森林公園」という。)の指定管理者として、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間、森林公園の指定管理業務を受託していた。

森林公園の使用料は、桐生市森林公園の設置及び管理に関する条例に規定されており、使用料等の収納事務委託契約に基づき、相手方は施設使用者から徴収した使用料を桐生市に納付することとなっていたが、1,413,855円の未納が生じているため、当該金額の支払を相手方に対し請求しているもの

の、現在に至るまで支払われていない。

また、相手方が令和5年4月に森林公園内のテントサイトに自主事業として設置したウッドデッキについて、指定管理期間の終了に当たり、条例等に基づき、原状回復を求めたものの、相手方による適切な対応が行われず、現在もウッドデッキの一部が森林公園内に存置されている。そのため、桐生市が撤去作業を実施する必要がある、その撤去費用として93,500円を要する。

さらに、森林公園に係る事業報告書について、条例等に基づき、相手方に提出を求めているものの、令和7年10月分から令和8年3月分までの月次事業報告書及び令和7年度年次事業報告書は、現在に至るまで提出されていない。

以上の理由により、訴訟費用を含め支払等を求め、訴訟を提起する。

背景・経過

○ これまでの経過

年 月 日	内 容
令和5年4月1日	利平茶屋森林公園、指定管理者制度を導入 相手方は同森林公園の指定管理業務を受託 (令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間)
令和5年4月24日	相手方から「利平茶屋森林公園内における自主事業実施についての協議」が提出される。
令和5年4月26日	「指定管理終了後、原則として原状回復することとし、変更及び回復にかかる費用は指定管理者が負担するものとする。」ことを条件に自主事業の実施を承諾
令和7年9月18日	相手方から8月分月次事業報告書が提出される。
令和7年9月22日	8月分使用料の納付書を送付
令和7年10月20日	9月分月次事業報告書の提出を催促
令和7年10月23日	相手方から9月分月次事業報告書が提出される。
令和7年10月24日	9月分使用料の納付書を送付及び8月分使用料納付を催促
令和7年11月21日	10月分月次事業報告書の提出を催促、8月分及び9月分使用料納付を催促
令和7年12月17日	月次事業報告書の提出及び8月分及び9月分使用料納付を催促
令和8年2月3日	月次事業報告書の提出及び8月分及び9月分使用料納付を催促
令和8年2月20日	基本協定書及び指定管理者業務仕様書の内容を履行するよう通知、8月分及び9月分使用料納付を催促
令和8年3月27日	基本協定書及び指定管理者業務仕様書の内容を履行するよう催促、8月分及び9月分使用料納付を催促
令和8年5月14日	月次事業報告書及び年次事業報告書の提出を催促、8月分及び9月分使用料納付を催促
令和8年7月7日	月次事業報告書及び年次事業報告書の提出を催促、8月分及び9月分使用料納付を催促

参考資料

○ 請求金額について

- (1) 相手方が施設使用者から徴収した使用料のうち、未納であるもの
下表のとおり 1,413,855 円

区分	年月分	金額	備考
施設使用料	令和7年8月分	768,030 円	月次事業報告書による
	令和7年9月分	294,520 円	月次事業報告書による
	令和7年10月分	207,485 円	(※1)
	令和7年11月分	137,120 円	(※1)
シャワー使用料	令和7年10月・11月分	6,700 円	(※2)
計		1,413,855 円	

(※1) 令和7年10月分及び11月分に係る月次事業報告書が未提出のため、令和5年度・令和6年度における10月分及び11月分の施設使用料を平均して算出した額

(※2) 令和7年4月から同年9月までの間における施設利用者数に占めるシャワー利用回数の割合を令和5年度・令和6年度における10月分及び11月分の平均施設利用者数に乗じて得た額

- (2) ウッドデッキ(基礎部分)の撤去費用

森林公園内に存置されたままのウッドデッキ(基礎部分)の撤去に要する費用(見積額) 93,500 円